

## 広島県訓令第十三号

土 木 局

西部建設事務所

福富ダム操作規則を次のように定める。

平成二十一年十月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 福富ダム操作規則

#### 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
  - 第二章 貯水池の水位等（第三条―第六条）
  - 第三章 貯水池の用途別利用（第七条―第九条）
  - 第四章 洪水調節等（第十条―第十四条）
  - 第五章 貯留された流水の放流（第十五条―第二十一条）
  - 第六章 点検、整備等（第二十二条―第二十四条）
  - 第七章 雑則（第二十五条）
- 附則
- 第一章 総則

#### （通則）

第一条 福富ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

#### （ダムの利用）

第二条 福富ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給をその用途とする。

#### 第二章 貯水池の水位等

#### （洪水）

第三条 洪水は、流水の貯水池への流入量が毎秒五十立方メートル以上である場合における当該流水とする。

#### （水位）

第四条 貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

#### （常時満水位）

第五条 貯水池の常時満水位は、標高三百二十二・六メートルとする。

#### （サーチャージ水位）

第六条 貯水池のサーチャージ水位は、標高三百三十・五メートルとする。

#### 第三章 貯水池の用途別利用

#### （洪水調節等のための利用）

第七条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高三百二十二・六メートルから標高

三百三十・五メートルまでの容量四百六十万立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第八条 流水の正常な機能の維持は、標高三百三・二メートルから標高三百二十二・六メートルまでの容量五百二十万立方メートルのうち最大三百九十万立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第九条 水道用水の供給は、標高三百三・二メートルから標高三百二十二・六メートルまでの容量五百二十万立方メートルのうち最大百三十万立方メートルを利用して行うものとする。

#### 第四章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第十条 西部建設事務所長(以下「所長」という。)は、広島地方気象台から東広島・竹原区域において、降雨に関する注意報若しくは警報が発せられ、洪水が予想されるとき又は細則に定めるときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第十一条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を採らなければならない。

一 細則で定める関係機関と緊密に連絡し、気象及び水象に関する観測を行い、並びに必要情報を収集すること。

二 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うことに関し必要な措置  
(洪水調節等)

第十二条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第十三条 前条の規定により洪水調節又は洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第十四条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

2 所長は、前項の規定により洪水警戒体制を解除したときは、第十一条第一号の関係機関に連絡するものとする。

#### 第五章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第十五条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときに放流を行うことができる。

一 第二十二条の規定によりダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項の規定により放流するときの放流量の限度は、毎秒八・六六三立方メートルとする。

(放流の原則)

第十六条 所長は、ダムから放流を行う場合には、細則で定めるところにより放流により下流に急激な水位の変動を生じさせないよう努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第十七条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、細則で定めるところにより必要な流水をダムから放流しなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

第十八条 所長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、本郷取水場地点において、一日最大一万九千立方メートルの取水を確保できるよう、必要な流水をダムから放流しなければならない。ただし、その放流は、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第二十三条の規定による許可の範囲内とする。

(流水の貯留の制限)

第十九条 所長は、細則で定める水量に満たないときは、貯水池へ流入する流水を貯留してはならない。

(放流に関する通知等)

第二十条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生じさせると認める場合において、これによって生じる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を採らなければならない。

(ゲートの操作)

第二十一条 ダムから放流を行う場合のゲートの操作については、細則で定める。

第六章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第二十二条 所長は、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 知事は、前項の計測、点検及び整備を行うため、細則で基準を定めなければならない。

(観測)

第二十三条 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第二十四条 所長は、第二十二条第一項の計測、点検及び整備を行ったとき又は前条の観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第七章 雑則

(細則)

第二十五条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な細則は、知事が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。